

改正

平成5年3月1日内達第21号

平成8年3月28日内達第8号

平成8年12月27日内達第6号

平成11年12月22日内達第21号

学校法人産業医科大学女子学生寮細則

(趣旨)

第1条 この細則は、学校法人産業医科大学女子学生寮規程（昭和54年規程第8号。以下「学生寮規程」という。）第14条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(日課)

第2条 女子学生寮（以下「学生寮」という。）の日課は、次のとおりとする。

- (1) 起床 6時30分頃（ただし、11月から3月までは7時00分頃）
- (2) 入浴 17時00分から22時00分まで
- (3) 門限 22時00分
- (4) 消灯 23時00分

(居室の割当て等)

第3条 居室の割当ては、管理人が行う。

- 2 居室の清掃及び整頓は、各自の責任において行うものとする。
- 3 居室以外の共同使用の場所の清掃は、当番制により寮生が行う。

(外出、外泊)

第4条 外出又は外泊をする場合は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 寮生の在寮か、外出かを明らかにするため、在寮時は名札を白、外出時には赤にしておくことを励行すること。
- (2) 外泊する場合は、事前に学生部長に届け出ること。
- (3) 外出若しくは外泊中に疾病その他の事故が発生したとき又は帰寮日時を変更しなければならなくなったときは、直ちに学生部長に連絡すること。

(休業時の閉寮)

第5条 夏季、冬季及び春季の休業中は閉寮となるので、所定の手続を行い、出寮しなければならない

い。

2 出寮は、休業開始7日後まで、帰寮は、休業終了7日前から行うことができる。

(面会)

第6条 来訪者との面会は1階ホール面会所で行い、寮室その他を使用してはならない。

(疾病その他)

第7条 病気その他の事故が発生した場合は、速やかに管理人に届け出なければならない。

2 病気等のため、寮において休養又は療養する場合は、管理人に連絡して指示を受けるものとする。

(禁止事項)

第8条 寮生は、次の各号に該当することを行ってはならない。

- (1) 自家用車を大学構内に持ち込むこと。
- (2) 許可された光熱器具以外の光熱器具を持ち込むこと。
- (3) 非常ベルの誤報となるような行為をすること。
- (4) 動物を飼育すること。

(電話)

第9条 寮外からの寮生に対する電話の取り次ぎは、16時00分から21時30分までとする。

附 則

この細則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月1日内達第21号)

この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月28日内達第8号)

この細則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年12月27日内達第6号)

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月22日内達第21号)

この達は、平成11年12月22日から施行する。